

株式会社きらら行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年1月1日～令和5年12月31日

2. 内容

< 目標 >

- ・令和4年度までに年次有給休暇の取得日数を、一人あたり年間6日以上とする。

< 対策 >

- | | |
|---------|-------------------------------------|
| 令和3年1月～ | ・年次有給休暇の取得状況を把握する |
| 令和3年7月～ | ・年次有給休暇の取得に向けて従業員へリーフレットを配布し啓発活動を図る |
| 令和4年4月～ | ・有給休暇取得目標を定め、取得促進を図る。 |